徳島県告示第五百四十五号

第五条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。 く特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、同条第三項において準用する同法 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第八条第一項の規定に基づ

に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 なお、 この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響について の調査の結果

令和七年十月二十八日

徳島県知事 後 田 正 純

申請の概要

申請者

称 日亜化学工業株式会社

所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

所 在 地 称 日亜化学工業株式会社

阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

変更なし

4 変更の概要

排出水の汚染状態の値及び量

5 変更しようとする事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、

徳島県生活環境部環境管理課ホー ムペー ジにおいて公表する。

縦覧の期間及び場所

期間

令和七年十月二十八日から

令和七年十一月十八日まで

2

徳島県生活環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課